

解体ごみの搬入について

新たな仮置き場の整備完了に伴い、解体工事等により生じた廃棄物の仮置き場への搬入が可能になりましたのでお知らせします。

受け入れ開始時期：令和2年10月20日（火）

受け入れ場所：金橋商会砕石工場跡地（球磨村渡乙 128-6）

受け入れ日時：日曜日を除く 9：00～12：00

13：00～16：00

注意事項

・搬入するためには許可証が必要です。

※許可証は球磨村役場生活環境課で発行します。

・分別の徹底をお願いします。

※分別がなされていない場合、搬入をお断りすることがありますのでご了承ください。分別の詳細については別紙をご確認ください。

許可証が必要な方は事前に申請手続きが必要です。
ご不明な点は球磨村役場生活環境課にご相談ください。

申請に必要な書類

- 1.被災家屋等の解体廃棄物特別搬入許可証交付申請書
- 2.契約書の写し
- 3.罹災証明書の写し
- 4.窓口に申請にこられる方の身分証明書
～～解体事業者が申請する場合は次の書類も併せて必要になります。～～
- 5.委任状
- 6.会社の名刺等

問い合わせ先
球磨村役場生活環境課
電話番号 0966-32-1140